

## 野田市暴力団排除条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方・対応は、次のとおりです。

### 1. 政策等の題名

野田市暴力団排除条例（案）

### 2. 意見の募集期間

平成23年10月14日（金）から平成23年11月14日（月）まで

### 3. 意見の募集結果

提出者数・意見数		1人	1件
提出方法	本人持参	1人	1件
	郵送	0人	0件
	FAX	0人	0件
	Eメール	0人	0件
政策等に反映した意見			0件

### 4. 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	条文に、もめ事等の解決のため暴力団に依頼することは犯罪であると、強くうたってほしい。	市の条例案では、暴力団の排除を進める上での考え方等の基本を定める第3条において、暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならないと規定し、第15条においては、暴力団の威力を利用する目的等での利益の供与を禁止しています。暴力団を利用してはならないことは規定されていることから、条例案の修正はしません。	修正無し